

学校法人日本赤十字学園
日本赤十字看護大学

第四次中期計画

2024年度（令和6年度）～2028年度（令和10年度）

2023年12月6日

目 次

1	はじめに	1
2	学園全体の中期計画	
	(1) 学園の協働プロジェクトとして目指す計画	1
	① 各大学の経営分析等による安定した組織運営	
	② 赤十字の看護や救護等を探究する「赤十字学」の構築	
	③ 大学を越えた新たな研究の仕組みの構築と看護学研究の推進	
	④ 赤十字看護大学間の国際交流の展開	
	⑤ 赤十字の特色を生かした入試制度の構築	
	(2) 各大学が教育共同体として目指す計画	2
	① 赤十字大学が積み上げてきた実践知を基盤とした教育の新たなシステムの構築	
	② 赤十字病院との連携を推進することによる6大学の看護教育力のさらなる飛躍	
	③ DX推進による共同で利用可能な教育環境の整備	
	④ SDGsのゴールを目指した取り組みの推進	
	(3) 個々の大学が特色を出して目指す計画	3
	① 理念・目的	
	② 内部質保証	
	③ 教育研究組織	
	④ 教育課程・学習成果	
	⑤ 学生の受け入れ	
	⑥ 教員・教員組織	
	⑦ 学生支援	
	⑧ 教育研究等環境	
	⑨ 社会連携・社会貢献	
	⑩ 大学運営・財務	
3	各大学の中期計画	
	(1) 日本赤十字北海道看護大学	6
	(2) 日本赤十字秋田看護大学	9

(3) 日本赤十字看護大学	14
(4) 日本赤十字豊田看護大学	20
(5) 日本赤十字広島看護大学	24
(6) 日本赤十字九州国際看護大学	31
(7) 日本赤十字秋田短期大学	35

1 はじめに

学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）では、2040年における学園のあるべき姿を策定した「学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン」（2023年12月6日、以下「グランドデザイン」という。）を達成させるために、2024年度から5年ごとの期間（第四次～第六次）におけるマイルストーンを設定し、当該期間での施策を中期計画として取りまとめPDCAサイクルを転回していくことで、学園全体が一体となって着実に実行していくこととしている。

今、大学は、予想を上回る急速な少子化、Society5.0による新たな価値の創出、SDGsに定める目標の達成、グローバル化の拡大、多様性の容認及び看護教育の質保証への対応等の様々な厳しい課題に直面し、近い将来多くの大学が淘汰されるとも言われている。こうした中、学園が設置する各大学が大勢の受験生から選ばれ、一人でも多くの優秀な看護職・介護福祉士を輩出することができるよう、構成員ひとり一人が自覚を持ち、努力することが求められている。

第四次中期計画期間（2024～2028年度）は、学園がさらに発展していく、グランドデザインを達成していくための基盤作りの期間として位置付ける。また、中期計画では、各大学が赤十字の理念の下、国内外の赤十字関係組織とのネットワークを強化・活用していくことで、看護・介護の専門職を志す学生の実践力や現職看護師の医療の高度化への対応力等の育成を実現する施策を策定している。

第四次中期計画は、二部構成とし、前半は学園全体で目指す計画を3つに分けて掲げ、①学園の協働プロジェクトとして目指す計画、②各大学が教育共同体として目指す計画及び③個々の大学が特色を出して目指す計画としている。また、後半は、各大学の個別の計画を記載しており、主に前半部分の③に対応した計画のほか各大学の特色ある取り組み等を盛り込んでいる。

2 学園全体の中期計画

（1）学園の協働プロジェクトとして目指す計画

次の計画を学園の協働プロジェクトとして位置付け、各大学が一致協力し着実に実施することで、国際的にも通用する次世代を担う看護職や研究者を育成する。

① 各大学の経営分析等による安定した組織運営

ア 学園に総合経営会議（仮称）を設置し、各大学の経営状況を把握・分析し、必要な経営改善策を検討するとともに、これに沿った措置を講じることにより、少子化が進展する時代にあっても安定した組織を維持し運営していく。

イ 教職員の大学運営に関する資質向上によって、組織運営を安定させる。

② 赤十字の看護や救護等を探究する「赤十字学」の構築

ア 協働プロジェクトチームを立ち上げて、「赤十字学」の構築に着手する。今回は、日本赤十字社が創設以降行ってきた看護や救護等に関する様々な実績・経験を系統立てて検証し、赤十字の全体像を確定する。

イ 協働プロジェクト実施にあたっては、日本赤十字社の各施設並びに学園の各大学及び日本赤十字国際人道研究センター等との連携を図る。

ウ 日本赤十字看護大学及び日本赤十字豊田看護大学等が所蔵・保管する数多くの看護・救護等に関する歴史的史料のデジタルアーカイブ化を完了する。また、アーカイブ化したデータを系統立てて整理し体系化することによって、「赤十字学」に位置付ける。

③ 大学を越えた新たな研究の仕組みの構築と看護学研究の推進

ア 研究を実践・教育に活用するため、研究寄付講座や共同研究プラットフォーム等の新たな仕組みを構築する。

イ 6大学が協働して、赤十字学を中心とした看護学研究を推進する。

④ 赤十字看護大学間の国際交流の展開

ア 6大学が協働して、海外の赤十字看護系大学4校との間で、学生の交換留学・短期研修を行い多様性に対応するとともに、教員の共同研究等の国際交流を広く展開する。

⑤ 赤十字の特色を生かした入試制度の構築

ア 赤十字の特色を生かした「赤十字6看護大学連携併願選抜」等の入試制度が、18歳人口の減少に対応し優秀な学生の確保のための効果的な方法となるよう検証し、必要な改善等を行う。

(2) 各大学が教育共同体として目指す計画

看護の実践力を育む教育の基盤等となる赤十字の教育共同体について、未来に向けてさらに充実し発展させるため、学園及び各大学が目指す活動を次のとおり計画する。

① 赤十字大学が積み上げてきた実践知を基盤とした教育の新たなシステムの構築

ア 6大学が相互に共同に活用できる科目を検討するとともに、それらを相互利用できる教育システム（例：eラーニング）を開発する。

イ 6大学における教育人材の効果的な相互交流（例：クロスアポイントメント制度）を行うシステムを構築する。

ウ 6大学共同による看護実践能力の効果的な教育・評価システムを構築する。また、領域別実習前及び卒業時に到達すべき赤十字看護実践能力基準について開発し、教育・評価システムに基づく教育評価（OSCE:客観的臨床能力試験）を行う。

② 赤十字病院との連携を推進することによる6大学の看護教育力のさらなる飛躍

ア 赤十字の教育共同体を通して、人道思想に基づいた高い看護実践能力を持つ専門家を育成するための、基礎から継続教育への移行の時期を含めた切れ目のない生涯教育プログラムを、未来に向け開発する。

イ 赤十字の理念に基づく看護の理解者・実践者として、赤十字に貢献し、牽引する役割を果たせる人材育成に向けて、赤十字の教育共同体を活性化する。

ウ 赤十字の教育共同体を活用し、実践と教育を繋ぐ効果的な相互交流（クロスアポイントメント制度等の推進、臨床教員制度の強化、教員の実践力を高める研修・専門実践制度等）などにより教育・実践・研究の循環システムを構築する。

③ DX 推進による共同で利用可能な教育環境の整備

ア Society5.0 の社会が急速に進む中、学園全体の教育 DX 推進計画を策定し、可能な教育環境基盤を共同で整備する。※ デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation: DX)

イ 学部・大学院の教育課程における授業科目や専門看護師制度（CNS）等の資格取得に必要な授業科目において、情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）の活用を促進する。

ウ 教育の ICT 基盤の共同利用、デジタル教育コンテンツの開発・提供並びに学生・教員の情報活用能力の向上等を目的とした6大学共同の教育 DX 実践総合センター（仮称）を設置し、教育 DX の推進による教育の質的転換を図っていく。

④ SDGs のゴールを目指した取り組みの推進

ア 大学運営の様々な場面において、持続可能な開発のための目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が示すゴールを踏まえ、それに寄与する、6つの大学が共同した具体的な取り組みを推進する。

(3) 個々の大学が特色を出して目指す計画

各大学を取り巻く環境は少しずつ異なるが、次の計画を共通に掲げ、達成に向けて取り組んでいくこととする。

① 理念・目的

ア 大学の理念に基づき、学部・研究科・学科の人材育成・教育研究上の目的が設定され、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー、Admission Policy: AP）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、Curriculum Policy: CP）及び卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、Diploma Policy: DP）へと関連し運用する。

イ 大学の理念・目的を適切な方法で教職員及び学生に周知し、社会に対して適切に公表するとともに、理念・目的を実現するための中・長期の計画その他の諸施策を明確に設定する。

② 内部質保証

ア 内部質保証のためのシステム（以下「内部質保証システム」という。）を規程等に基づき明示し、全学的な体制を整備する。

イ 内部質保証システムに基づき PDCA サイクルが転回され、アセスメントプラン及び諸手続きにより、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組み、その結果を適切に公表して社会に対する説明責任を果たしている。

ウ 内部質保証システム、全学的な体制、入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針及び卒業認定・学位授与の方針、関連規程について、その適切性・妥当性を点検・評価し、改善・向上に向けて取り組む。

エ 内部質保証システムの運用にあたり、ファカルティ・ディベロップメント (Faculty Development : FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (Staff Development : SD) を活用するとともに、教学 IR 室が分析したデータ等を活用する。

③ 教育研究組織

ア 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科・学科、附置施設、センターその他の教育研究組織を適切に設置する。

イ 大学の活動単位として機能する教育研究組織は、大学の特徴、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を適切に配慮し、定期的な点検評価の結果に基づき改善・向上に向けて取り組む。

④ 教育課程・学習成果

ア 理念・目的を実現するため、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針 (CP) を定め、公表する。また、CP に則して十分な教育上の成果を上げるための授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成する。

イ 学生の学習を活性化し、学修者本位の効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行う。

ウ 卒業認定・学位授与の方針に示した学生の学習成果を適切に把握し評価する。

エ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けて取り組む。また、学部、研究科及び学科を適切に運用するため外部の有識者による連携協議会等を活用する。

オ 学修者本位の教育の実現に向けて、各学生の学習成果をポートフォリオとして可視化し、評価方法のあり方等を検討するとともに、多様な ICT や学修形態を活用した教育を推進する。

⑤ 学生の受け入れ

ア 理念・目的を実現するため、入学者受入れの方針を適切に公表し、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施する。

イ 学生の受け入れの適切性について入試結果を分析して点検評価し、その結果を基に翌年度以降の制度の改善に反映させる。

ウ 適切な定員を設定して学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理する。

エ 戦略的な学生募集を行うとともに、大学への理解と共感を高める広報活動を展開する。

⑥ 教員・教員組織

- ア 理念・目的を実現するため、大学が求める教員像や学部・研究科等の教員組織の編制方針を明示するとともに、その編制方針に基づき教員研究組織を適切かつ柔軟に編制する。また、教員の募集、採用及び昇任等を適切に行う。
- イ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に取り組む。
- ウ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けて取り組む。

⑦ 学生支援

- ア 理念・目的を実現するため、学生支援に関する方針を明示して、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援等学生支援を適切に行う。

⑧ 教育研究等環境

- ア 理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明示し、学習環境や教育研究環境を整備し、適切に管理運営する。
- イ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図る。
- ウ 教育・研究・事務の各業務において DX を推進し、情報セキュリティが確保された効果的・効率的な環境を整備して業務の改善・変革を図る。
- エ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、その結果を基に改善・向上に向けて取り組む。

⑨ 社会連携・社会貢献

- ア 理念・目的を実現するため、社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元する。
- イ 現職看護師のスキルアップ等のニーズを踏まえ、赤十字機関とも連携しながら、効果的な現任教育を推進する。

⑩ 大学運営・財務

- ア 理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するため、大学の運営に関わる方針を明確にし、適切な大学運営を行う。
- イ 入学者の確保等により、必要かつ十分な財務基盤を確立する。
- ウ 法令及び自律的なガバナンス・コードを基本としてガバナンスの実効性を高め、情報公開等により大学運営の透明性を高める取り組みを推進する。
- エ 大学が位置するブロック内の赤十字支部・病院等とのネットワークを強化し、教育活動や研究活動での協働や人事交流を推進する。
- オ 教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるため、適切な支援組織を整備する。

カ 学生及び教職員等の構成員が、学長の方針、中・長期の計画や経営情報を理解できるよう、積極的に周知し共有する。

キ ハラスメントや健康管理への対策を講じ、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティ等に配慮した、安心・安全な職場環境を整備する。

ク 建物のメンテナンスや大型設備の交換等の時期及び必要経費に関する長期計画を策定し、毎年度計画を点検しながら維持修繕や更新を実施する。また、必要な資金を計画的に積み立て、適切な水準を維持する。

3 各大学の中期計画

(3) 日本赤十字看護大学

① 理念・目的

ア 日本赤十字看護大学の理念の検証を行い、さらに理念に基づき、看護学部、さいたま看護学部、看護学研究科、看護学専攻、国際保健助産学専攻の各教育課程における入学者受入れの方針（AP）、教育課程編成・実施の方針（CP）卒業認定・学位授与の方針（DP）を明確にし、各教育課程において理念に基づいた体系的な教育が展開できるよう検証・改善する。

イ 看護学部では、2024年度開始の第9次カリキュラムにおける理念、目的、目標の検証を行う。

ウ さいたま看護学部では、第3次カリキュラムの改正と運用を行い、第4次カリキュラム改正案の検討を行う。

エ 大学院では、新カリキュラムの検討を行い、2025年度から運用することで適切性を検証する。

オ 大学の理念・目的を、学報、便覧、ホームページ、各種ガイダンス、オリエンテーション等の方法で教職員及び学生に周知する。

カ HP等の掲載内容を適時更新し、社会に対して最新情報を適切に公表する。

キ 中・長期計画その他の諸施策を明確に設定し、教職員及び社会への周知を図る。

② 内部質保証

ア 2021年度に整備した内部質保証のためのシステム（以下「内部質保証システム」という。）及び関連規定を検証し、適切かつ有効な体制として機能できるよう改善する。

イ さいたま看護学部において、完成年度までの学部運営体制の見直しを図るとともに、大学全体の会議体の整理・統合を行う。

ウ 効率的かつ適切な意思決定が図れるよう、各看護学部間の連携が可能なシステムを再整備する

- エ 看護学部及びさいたま看護学部の連携を強化すると同時に、各学部の独自性も保つことができるよう新たな運営体制を整備する。そのために2021年度に整備した内部質保証のためのシステム（以下「内部質保証システム」という。）及び関連規程を検証し、適切かつ有効な体制として機能できるよう改善する。
- オ 全学自己点検・評価会議を中心に、内部質保証システムにおけるPDCAサイクルが有効に循環し、課題改善が図れる体制を強化する。そのための会議の運営方法を検証し、活発に意見交換ができるよう改善する。
- カ 恒常的・継続的な教育の質の保証及び向上に向けた取り組みに関して、社会に対する説明責任を果たせるよう、その結果を適切に公表する。
- キ 教学マネジメント会議を中心に、全ての教育課程編成・実施の方針及び卒業認定・学位授与の方針、関連規程について、その適切性・妥当性を点検・評価し、改善・向上に向けて取り組む。
- ク 看護学部においては、第9次新カリキュラムが適切に運用され、教育成果を発揮できるよう運営し検証する。
- ケ さいたま看護学部は、完成年次後のカリキュラム評価を行い、第3次カリキュラムとしてカリキュラム改正と運用を行う。この検証を行いつつ第4次新カリキュラム案を検討し策定する。
- コ 大学院においては、2025年から運用開始予定である新カリキュラムの構築を行い、適切に教育課程を運営し検証する。
- サ 入学者選抜試験管理会議を中心に、入学者受入れの方針、入学者選抜試験体制等の検証を行い、厳密かつ公平に入学者選抜試験が実施できる体制を整備する。
- シ 看護学部、さいたま看護学部共に、2027年度の分野別評価の受審に向けて、教育課程・学修効果の検証と改善を行う。
- ス 2028年に大学基準協会の認証評価を受審する予定であり、これに向けて大学組織全体の内部質保証体制をさらに検証、整備していく。
- セ 大学の内部質保証体制及び運営体制に関する検証を行い、各会議間の連携が強化され、有機的にこれらが機能するよう再整備を図る。
- ソ FD・SD委員会を中心に、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の成果を検証し、教職員の資質の向上に繋げる。
- タ 教職員全体でスタッフ・ディベロップメント(SD)を計画実施することで、大学運営に関する教職員の意識と能力の向上を図る。
- チ IR室による各種データ分析結果を、関連する各委員会、学部、研究科、全学自己点検・評価会議等で検討し、改善課題及び対策の検討・実施・評価を行う。このサイクルを円滑に機能させこれを検証する。

③ 教育研究組織

- ア 本学の理念・目的に照らして、看護学部・さいたま看護学部・看護学研究科、各センター、災害救護研究所の組織体制の適切性を検証し組織の再整備を図る。

- イ 災害救護研究所の組織運営の検証を行いつつ安定期な運営を行う。
- ウ 各センターの機能の適切性、災害救護研究所の活動と機能について、大学を取り巻く諸環境の変化を考慮した上で、その適切性を検証し、さらなる組織体制の整備を図る。
- エ 看護学部、さいたま看護学部、看護学研究科におけるカリキュラムの改正に伴い、それに適した教員組織の編制を行い、その適切性を検証する。

④ 教育課程・学習成果

- ア 各学部、研究科における新カリキュラムでは、DPに基づくCPの構造を検証しつつ、教育上の成果を上げるための適切な教育課程を編成する。
- イ 新カリキュラムにおけるDP及びCPを公表する。
- ウ 各学部、研究科において、学修者本位の効果的な教育を行うための教育方法の改善を行い、成績評価、単位認定及び学位授与の適切性を検証する。
- エ 卒業認定・学位授与の方針に示した学修成果を適切に把握し評価するために、APに則して学修成果の指標及び成果の評価を適切に実施し、評価方法の検証と改善を行う。
- オ 教務委員会、教学マネジメント会議を通して、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けて取り組む。これにより教学のPDCAサイクルを機能させる。
- カ 学部、研究科の教学を適切に運営するため、外部の有識者による外部評価委員会を定期的に開催することで、第三者評価の視点を含めた教学のPDCAサイクルを有効に機能させる。
- キ 看護学部では、第9次カリキュラムの運用と教育評価の検証を行う。
- ク さいたま看護学部では、第3次カリキュラム運用を適切に行い、教育評価を行う。それに基づき第4次新カリキュラム構築を行う。
- ケ 大学院では、2025年から修士課程、博士課程において新カリキュラムを適切に運用し、教育の成果に関する検証を行う。
- コ 学生の自主性を育み、環境変化に柔軟に対応できる逞しさを身に付けられるよう教育方法の検証と改善を行う。
- サ 学修者本位の教育の実現に向けて、各学生が自身の学修成果を確認・評価できるようポートフォリオの活用を図る。
- シ 学生の声を教育に生かす教育方法の検討を継続し実施する。
- ス ICTや学修形態を活用した教育方法の改善を行い、効果検証を行う。
- セ 各学部の教務委員会と研究科の教務委員会間の連携協力により、Chat-GPT等、AI使用に関する大学の指針を検討する。

⑤ 学生の受け入れ

- ア 入学者選抜試験管理会議で、各学部における入学者受入れの方針、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制の適切性を検証し、改善課題に適切に取り組む。
- イ 大学院修士課程、博士課程において、優秀な人材確保に向けて、入学者選抜方法の検証と改善を行い、入学者選抜試験を適切かつ公平に実施する。
- ウ 赤十字特別入試制度を適切に運用し検証する。
- エ IR委員会と入試委員会、入学者試験管理会議が連携し、学生の受け入れの適切性について入試結果を分析し評価する。その結果を基に翌年度以降の入試制度の検討を行う。
- オ 各学部で新規に総合型選抜を導入するための検討を行い、実施を目指す。
- カ 収容定員に即した定員管理のために、学士入学制度や総合型選抜入試制度など各種の入学者選抜試験制度を検討し、入学者の確保等に向けた改善計画案を検証し実施する。
- キ 2025年度大学院入試より、大学院修士課程看護学専攻における卒業生大学院特別選考を導入し、質の高い学生の確保と定員管理を行う。
- ク 各学部と高校との間で、入学者選抜や教育における高大連携の可能性について検討する。
- ケ IR委員会との連携により、入試結果の分析を基に戦略的な学生募集を行い、APに則した優秀な入学者の確保に向けて、大学の特徴や強みを生かした本学への理解と共感を高める広報活動を展開する。
- コ 大学院教育では、文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」に認定される教育を継続し、連動して採択される厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練講座）」の講座指定の要件を満たしていくとともに、このことを募集広報にも活用していく。

⑥ 教員・教員組織

- ア 大学が求める教員像や学部・研究科等の教員組織の編制方針を検証するとともに、各学部、研究科の教育、研究活動を行うための教員研究組織を適切かつ柔軟に編制するための基本方針を検討する。
- イ 教員の募集、採用及び昇任等に関する基準、規程及び運用方法の検証を行い、教員人事に関する適切な運営ができるよう制度改善を継続する。
- ウ 規程等に基づき、教員の採用及び昇格等を適切に実施する。
- エ FD活動を事業計画に則して系統的に計画し、FDマップを作成する。教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に対する効果を検証し、さらなる向上に繋げる。
- オ TA、RAの導入をさらに促進することで、教育、研究を活性化させる。
- カ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けて取り組む。特にさいたま看護学部においては、完成年度を迎え、教員の大幅な異動が想定されるため、教科目担当や学部運営における適切性を考慮し、適切な教員組織の再編制に取り組む。

キ 各学部、研究科のカリキュラム改正に伴い、適切な教員組織としての再編を図る。

⑦ 学生支援

ア 理念・目的と学生支援に関する方針の適合性に関する検証を行う。

イ 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援、進路支援等学生支援計画を立案し、実施し、評価する。

ウ 奨学金制度の検証を行い、学生にとって適切な支援となるよう改善努力を行う。

エ 学修支援、就職支援体制の検証を行い、自主的に困難に対応できる能力獲得に向けて、現状の支援方法の検証、改善を行う。

オ 大学院教育では、文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」に認定されうる教育を継続し、連動して採択される厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練講座）」の講座指定の要件を満たしていく。

カ 障害学生支援に関して教職員が適切な対応ができるよう研修等の機会を設け、周知及び質の向上を図るとともに、長期的な支援体制を構築する。

キ 就職支援においては、各学部の地域特性を踏まえてプログラムの評価・検証を行い、適切な支援へ繋げる。

ク 専門職として成長できるためのキャリア支援に取り組む。

ケ 有効な国家試験対策を実施する。

⑧ 教育研究等環境

ア 理念・目的と教育研究等環境の整備に関する方針を明示するとともに検証し、学修環境や教育研究環境における課題を明らかにし、整備計画を適切に管理運営する。

イ 大学の建物、備品等における修復が必要なもの、有効利用されていないものを計画的、体系的に修復、整備できるよう課題抽出・改善計画を立案し、その実施に着手する。

ウ 広尾キャンパスの施設・環境に関して、大学院生室や実習室の環境改善、情報処理室、視聴覚教室の整備改善等、大学全体の学修環境整備に向けて、施設改善計画を立案し、その改善に着手する。

エ 武蔵野赤十字病院改築に伴う武蔵野キャンパスの運用について検討する。

オ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を検証し、広尾・大宮両キャンパスの利便性を向上する。

カ 赤十字6大学及び他大学・機関の図書館との相互利用・相互協力を推進する。

キ 図書館学生部会のメンバー確保を継続的に行い、その活動の幅を広げるなど活発化させ、図書館運営における学生の参画を促す。

ク 研究倫理を遵守するための制度、審査体制等を適切に実施し、その検証を行う。

ケ 大学の教育、研究環境の整備として、DXを活用する方法に関する課題整理・改善計画を立案し、実行に着手する。

- コ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、その結果を基に改善・向上に向けて取り組む。
- サ 教育研究活動を支援する環境や条件等を検証し、教育研究活動の促進を図るための支援体制を充実させる。

⑨ 社会連携・社会貢献

- ア 地域連携・フロンティアセンターの組織体制の検証を行い、2学部での地域貢献活動が機能的に展開できるよう再整備を行う。
- イ 広尾キャンパス、大宮キャンパスにおいて、地域住民、看護職を対象とする公開講座、生涯発達プログラムを実施し、評価する。
- ウ 広尾キャンパス、大宮キャンパスの地域特性を踏まえて、地元の渋谷区やさいたま市をはじめとした自治体等との連携をさらに強化し、地域の課題に対応できる貢献活動を計画し、実施し、評価する。
- エ 教員個々の専門分野の知見を生かし、看護系学会等の役員や自治体の外部委員等の社会活動をさらに推進し、それを実施できるよう大学の体制を整える。
- オ さいたま看護学部においては、地域連携事業をさらに推進するための組織を整備する。
- カ 大学の広報活動、広報媒体について検証し、効果的な広報活動（広報誌の発行等）に向けて検討し実施する。
- キ ケアリング・フロンティア広尾による連携環境を維持、強化し、現任看護職のスキルアップ等のニーズを踏まえ、共同での教育、研究活動を推進する。
- ク 日本赤十字社埼玉県支部、東京都支部との連携をさらに強化し、赤十字の諸活動を実施する。

⑩ 大学運営・財務

- ア 理念・目的を実現し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するため、大学の運営に関わる方針を明確にし、適切な大学運営を行う。
- イ 財務状態の安定を目指し、適切な財務計画を立案し、実施、評価する。
- ウ 入学者の確保等により、必要かつ十分な財務基盤を確立する。
- エ 私立大学経常費補助金、私立大学等改革総合支援事業の採択など、最適かつ最大の補助金の獲得を目指し、安定的な補助金を確保する。
- オ サポータ募金をはじめ寄付金獲得のための対策を講じ、寄付金の増額に努める。
- カ 法令及び自律的なガバナンス・コードを基本としてガバナンスの実効性を高め、情報公開等により大学運営の透明性を高める取り組みを推進する。
- キ 学園及び大学の規程に基づいた適切な大学運営を行う。そのために教職員のさらなる意識向上を図る。
- ク 関東ブロック内の赤十字支部・病院等とのネットワークを強化し、教育活動や研究活動での協働を推進する。

- ケ 教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるため、適切な支援組織を整備する。
- コ 科学研究費等外部資金の獲得に向けて、申請率、採択率の維持、向上を図る。
- サ 学生及び教職員等の構成員が、学長の方針、中・長期の計画や経営情報を理解できるよう、積極的に周知し共有する。
- シ ハラスメントや健康管理への対策を講じ、ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティ等に配慮した、安心・安全な職場環境を整備する。
- ス 建物のメンテナンスや大型設備の交換等の時期及び必要経費に関する長期計画を策定し、毎年度計画を点検しながら維持修繕や更新を実施する。また、必要な資金を計画的に積み立て、適切な水準を維持する。